

青森県立青森工業高等学校 工業クラブ会則

第1章 総 則

- 第1条 このクラブは、青森県立青森工業高等学校工業クラブと称する。
- 第2条 このクラブは、青森県立青森工業高等学校校内に事務局を置く。
- 第3条 このクラブは、青森県立青森工業高等学校に在学する生徒全員をもって組織する。
- 第4条 このクラブは、生徒のものづくり活動を通じて、工業人としての資質の向上を期することを目的とする。
- 第5条 このクラブは第4条の目的を達成するための活動をする権利を有し、教科学習及びホームルーム以外の教育活動を推進するために次の事業を行う。
- (1) 工業に関する調査研究及び課題研究への支援
 - (2) 発表会及び各種競技会、コンテストへの参加
 - (3) 見学会及び講習会の開催
 - (4) 地域の関係団体との提携協力及び社会奉仕
 - (5) その他必要な事業

第2章 組 織

- 第6条 このクラブの議決機関は生徒総会とする。
- 第7条 このクラブは第5条の事業を行うために次の部門を設置する。また、必要に応じて各部門内に部を設置する。
- (1) コンテスト部門 (ロボット部、自動車部)
 - (2) 資格取得部門
 - (3) 地域交流部門 (ねぶた部)
 - (4) 研究開発部門
- 第8条 各部門内に設置した部は本校職員1名以上を顧問としておかなければならない。また、その経費を会費よりまかなう。
- 第9条 各部は部長1名をおく。
- 第10条 各部は生徒会の指示した組織と書類を備える。
- 第11条 各部の部員は、学校長の承認した競技会・その他に参加及び出席することができる。
- 第12条 部の新設又は取消しは代議員会で行う。部の新設・取消しは出席代議員の3分の2以上の同意を必要とする。
- 第13条 生徒総会に付すべき事項は次の通り。
- (1) 予算・決算の承認
 - (2) 会則の改正
 - (3) 会費の決定・変更

第3章 役員

第14条 このクラブに次の役員を置く。

- (1) 会長 1名 (各部の部長から選出する)
- (2) 副会長 2名 (各部の部長から選出する)
- (3) 会計 2名 (各部の部長から選出する)

第15条 役員の任期は12月1日から翌年の11月30日までとする。

第16条 役員に欠員が生じた時には補充し、補欠役員の任期は残存期間とする。

第17条 役員は代議員会に出席する義務がある。

第18条 会長は次のことを行う。

- (1) クラブを代表し、その任務を統轄する。
- (2) 4月にクラブの年間計画を発表する。
- (3) 各部門・各部を指導する。
- (4) その他必要な事柄を行う。

第19条 副会長は会長を補佐し、また、会長に事故があるときはその職務を代行する。

第20条 会計は会計事務を行う。

第21条 クラブ会員は役員の任免権を有する。

第4章 会計

第22条 このクラブの運営に必要な経費は会員の納入する会費、雑収入よりまかなう。

第23条 このクラブに入会する者は、入会と同時に入会金を納付する。

第24条 会費及び入会金については別途定めるものとする。

第25条 会計は代議員会の要求があり次第、会計報告しなければならない。

第26条 会計は毎年度末、各部長より提出された収支決算報告書を整理し、代議員会を経て生徒総会に報告し承認を必要とする。

第27条 特殊の事情の為、会費納入に困難を生じた場合、その者に対して所定の手続きを経て減額又は免除することができる。

第28条 会費の改正は代議員会の3分の2以上の同意により生徒総会の承認を必要とする。

第29条 このクラブの会計年度は4月1日より翌年の3月31日とする。

第30条 このクラブ会則の改正は代議員総員の3分の2以上の賛成により決議され、総会の承認を必要とする。

第31条 このクラブ会則は平成17年4月1日より施行する。

附 則

平成19年 4月 1日より一部改正

令和 6年 4月 1日改訂